

福祉新聞

12/16

## 医行為外業務を特定

### 厚労省通知 介護の判断根拠に

厚生労働省は1日、原則として医師や看護師らによる医行為に該当せず、介護現場で行うことが認められる行為について都道府県に通知を出した。経管栄養、喀痰吸引などに関連する9項目を列記し、介護職員が行うことの適否を判断する際などに参考とするよう促している。

厚労省は2005年7月に原則として医行為に該当しない行為について通知を出しており、体温測定、軽い切り傷の処置、一定の条件下での湿布の貼付、目薬の点眼などを挙げ

ていた。その後、政府の規制改革実施計画(20年7月閣議決定)で05年7月通知に記載されていない医行為のうち、介護現場で行うことが多い行為を中心に

整理した上で周知するよう求められていた。今回の通知では経管栄養関係について、利用者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブをとめているテープが外れた場合などに明示された位置に再び貼付することや、喀痰吸引関係では、吸引器にたまった汚水の廃棄や吸引チューブ内を洗浄する目的で水を補充することなどを挙げた。

そのほか、在宅介護でのインスリン投与の準備・片付け、血糖測定、服薬介助などに関連した行為についても記載している。

いずれの行為も行う際は利用者、家族に適切な説明をすることや、利用者の状態を踏まえて医師らと連携することや、マニュアルの作成、医療従事者による研修などを実施するよう促している。

厚労省は「雄首相は決、成立」

特

厚労省は「養護老人が生じて、域では、指摘され、所の運営